

○消防庁告示第八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の八第一項の規定に基づき、甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める告示（平成六年消防庁告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二十六日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 消防法施行規則第三十三条の八第一項第三号の消防庁長官が定める学校は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）により大学、高等専門学校又は専修学校に置かれる専攻科</p> <p>〔二〇六 略〕</p> <p>第二 消防法施行規則第三十三条の八第一項第八号の消防庁長官が定める者は、次のとおりとする。</p> <p>〔二〇七 略〕</p> <p>二 学校教育法第百四条の規定により、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された修士若しくは博士の学位を授与された者（外国においてこれらに相当する学位を授与された者を含む。）</p> <p>〔二〇七 略〕</p> <p>八 職業能力開発促進法第四十四条の規定による配管の職種に係る一級又は二級の技能検定に合格した者</p> <p>〔九〇十三 略〕</p>	<p>第一 消防法施行規則第三十三条の八第三号の消防庁長官が定める学校は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）により大学、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科</p> <p>〔二〇六 同上〕</p> <p>第二 消防法施行規則第三十三条の八第八号の消防庁長官が定める者は、次のとおりとする。</p> <p>〔二〇七 同上〕</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条の二の規定により、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された修士若しくは博士の学位を授与された者（外国においてこれらに相当する学位を授与された者を含む。）</p> <p>〔二〇七 同上〕</p> <p>八 職業能力開発促進法第六十二条の規定による配管の職種に係る一級又は二級の技能検定に合格した者</p> <p>〔九〇十三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。